

県議会の広報

県議会ホームページ

議会日程や議員の紹介、本会議等のインターネット中継、会議録や議決結果等の県議会に関する情報をご覧いただけます。

インターネット議会中継

本会議、予算特別委員会等の生中継と直近の定例会の録画映像をご覧いただけます。
※本会議、予算特別委員会等は、県内のケーブルテレビでも視聴できます。なお、常任委員会
はインターネットによる録画映像のみとなります。



インターネット
議会中継

会議録検索システム

会議録、議案議決結果などをご覧になれます。
※会議録は、議会図書室、県立図書館、市町村の図書館でもご覧になれます。



県議会
ホームページ



会議録検索
システム

県議会公式 Facebook、X

県議会の取り組みや活動内容などいち早く情報を提供しています。



Facebook



X (旧ツイッター)

県議会発行「TOYAMA ジャーナル」

「県民目線で、議会をわかりやすく!」をコンセプトに年 1 回発行している議会広報誌です。議員を掘り下げた特集等をご覧いただけます。



デジタルブックは
こちらから

議場見学

富山県議会では、議会活動への県民の理解を深め、分かりやすく開かれた議会を目指し、議場の見学を実施しています。

議場の見学を希望される場合は、学校や各種団体等のグループ単位でお申込みください。
詳細は議会事務局にお問い合わせいただくか、県議会ホームページをご覧ください。



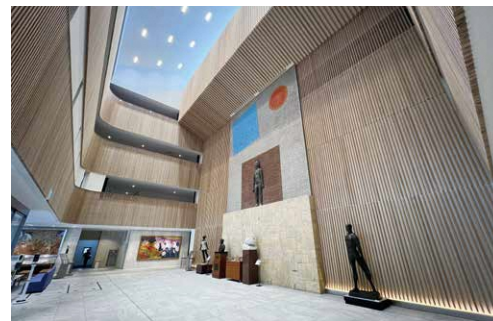
議場見学
のご案内

議事堂について

富山県議事堂は昭和 46 年 2 月に竣工し、県庁本庁舎の西側に隣接しています。地上 4 階、地下 1 階の建物であり、耐震工事が平成 28 年 3 月から 1 年半かけて行われました。議場は議事堂 3 階、傍聴席は議事堂 4 階部分にあります。議事堂では、地元の良質な杉材を多く使用しているのが特徴です。県産杉を使用したルーバー（細長い木材を並べたデザイン）は、趣のある空間を演出し、議事堂に落ち着きと温かみをもたらしています。

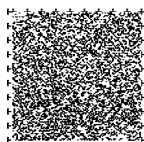


議事堂外観



議事堂ロビー

音声コード Uni-Voice
携帯電話、スマートフォン、
活字文書読上装置で、
情報を音声で聞くことができます。

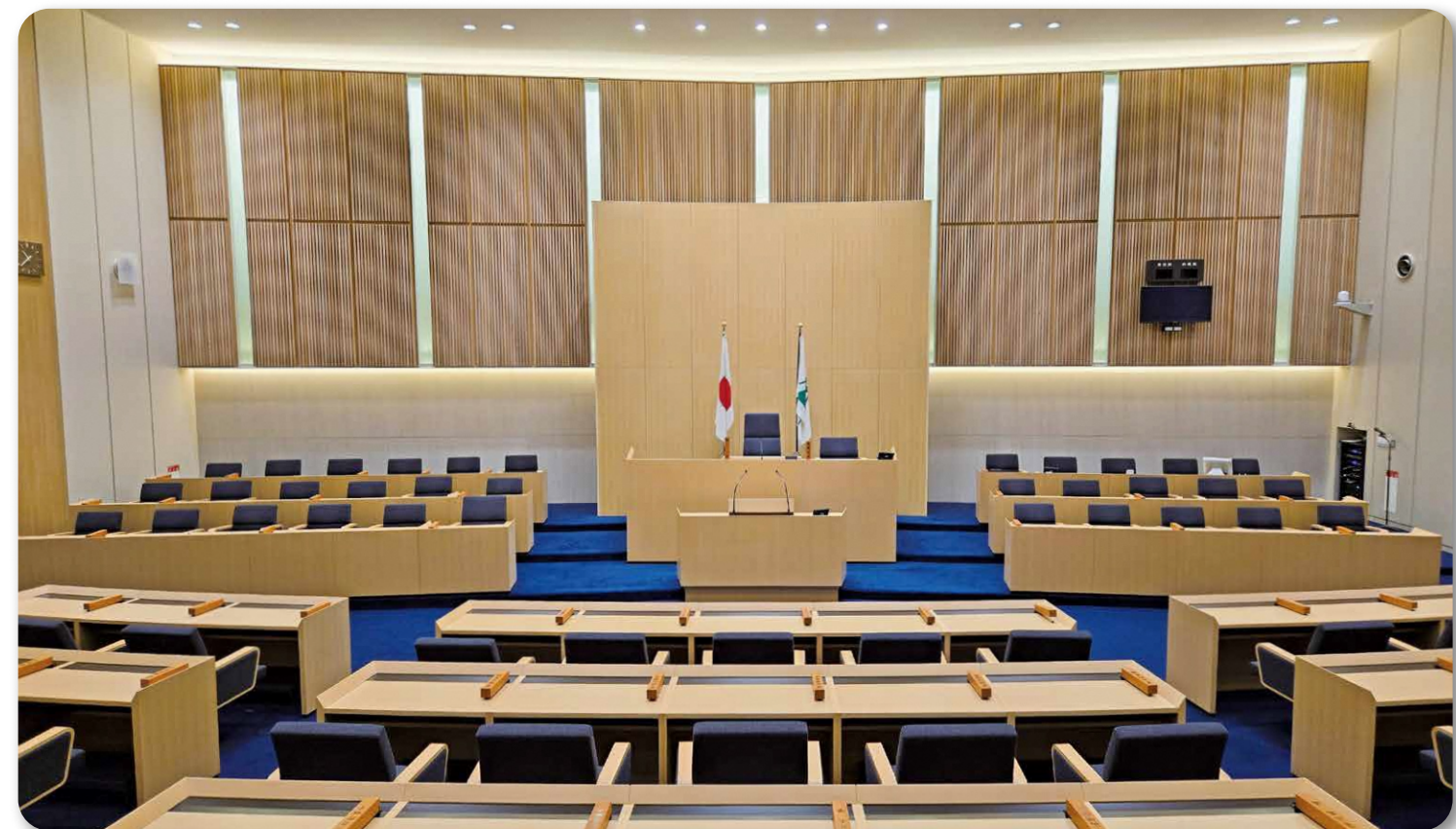


(お問い合わせ先) 富山県議会事務局議事課
〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号
TEL076-444-3409 FAX076-444-3471

Welcome to Toyama Prefectural Assembly

こんにちは
富山県議会です
2025

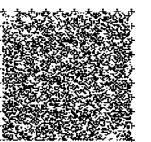
富山県議会は、開かれた議会をめざします



INDEX

- ・ 県民の皆様へ
- ・ 県議会の役割
- ・ 県議会のしごと
- ・ 県議会のしくみ
- ・ 本会議配席図
- ・ 議員紹介
- ・ 会派別議員名簿
- ・ 委員会の構成
- ・ 議会改革の取り組み
- ・ 議員提案条例
- ・ 請願・陳情・傍聴
- ・ 県議会の広報

音声コード Uni-Voice
携帯電話、スマートフォン、
活字文書読上装置で、
情報を音声で聞くことができます。



県民の皆様へ



第132代
議長
武田 慎一



第127代
副議長
永森 直人

富山県議会、県民の皆様が豊かで、安全に安心した生活が営める元気な富山県を築くため、本県の有する豊かな可能性や魅力を存分に引き出すことに全力で取り組みます。

このため、県民の皆様の多様な意思を県政に反映し、議論を尽くすとともに、積極的に議会改革に取り組み、皆様に信頼され、期待される議会となりますよう、最大限の努力をまいります。

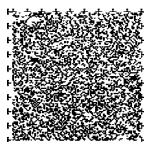
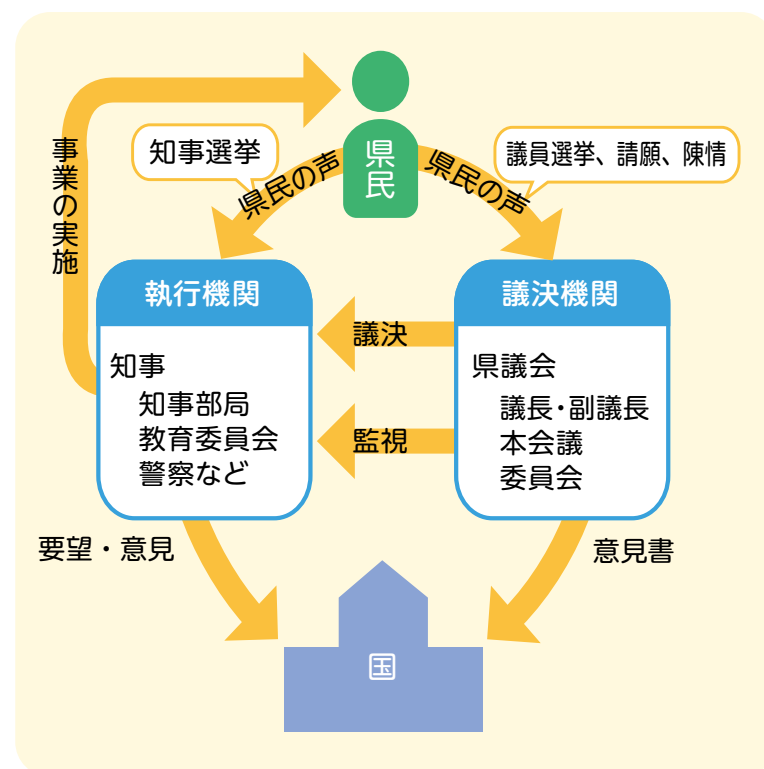
議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、議会を運営し、議会を代表します。副議長は、議長が病気その他事故があるとき、また議長が欠けたとき、議長の代わりを務めます。

県議会の役割

県議会は、県民の皆様が選んだ代表者（議員）が集まって、豊かで住みよい富山県にするために話し合い、条例や予算など県政の基本的な方針を決定する場であり、議決機関と呼ばれています。

知事をはじめとする執行機関は、県議会で決められた方針に従って各種の事業を実施しますが、県議会は、事業が本当に県民のためになったかどうかについて調査や検査などをする監視機能を有しています。



県議会のしごと

議決

- ・条例の制定、改正、廃止を議決します。
- ・予算を定め、決算を認定します。
- ・重要な契約や財産の処分など、法に定められた事項について議決します。

選挙

議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。

同意

副知事、各種委員など、知事が選任する重要な人事は、事前に議会の同意が必要です。

請願・陳情の審査

県民から提出された請願や陳情を審査し、適当なものは県政に反映させます。

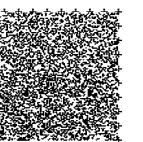
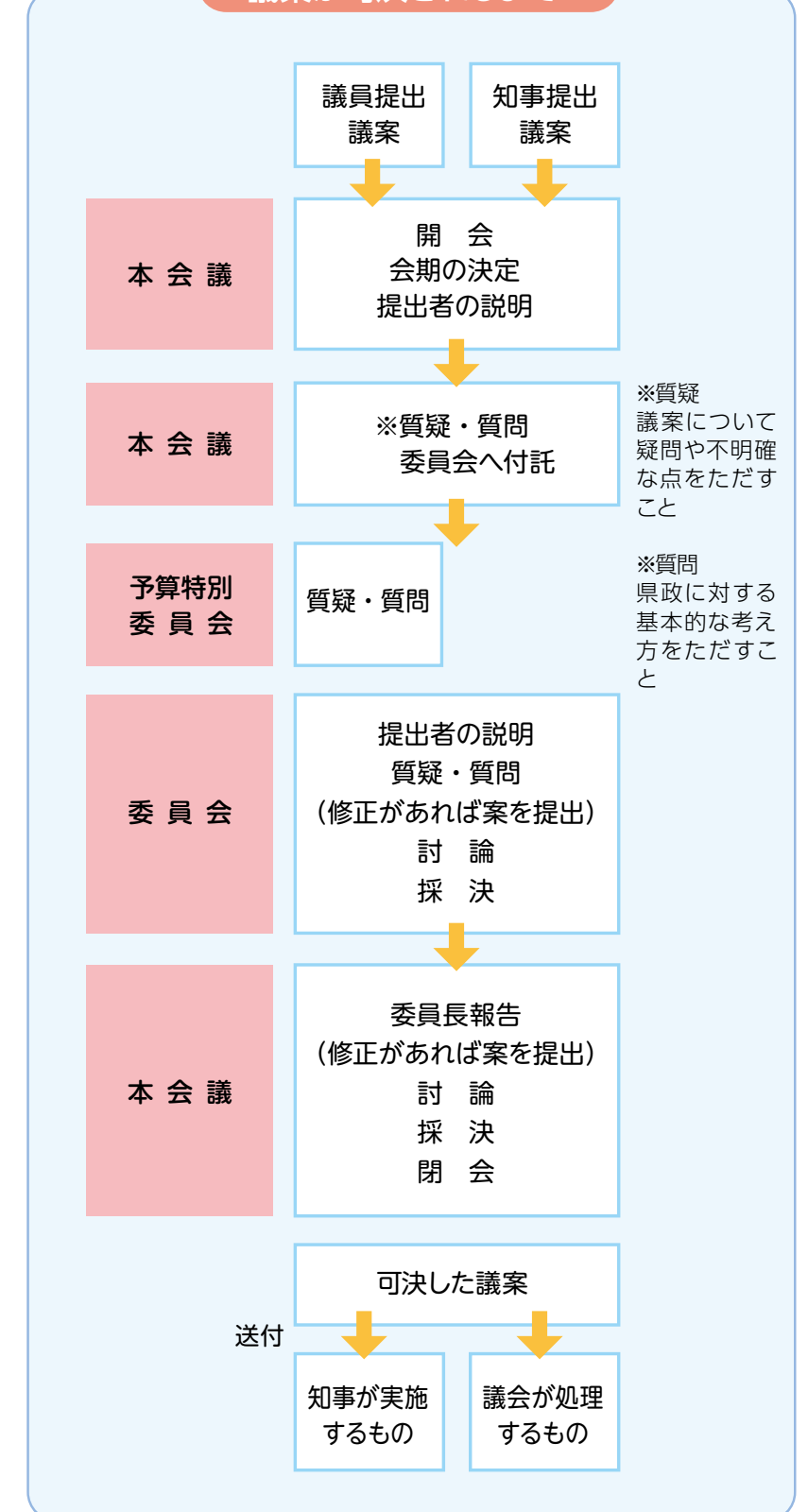
意見書の提出

県民の福祉の向上などに関する事項について、議会の意思を意見書にまとめ、政府や国会に提出します。また、決議という方法で議会の意思を表明することもあります。

検査・調査

議会で決めたとおりに県の仕事が行われたかどうか検査し、調査します。必要に応じて執行機関に報告を求め、事情を聴取したり、関係人を呼んで証言を求めます。

議案が可決されるまで



県議会のしくみ

定例会と臨時会

定例会は、年4回（原則として2月、6月、9月、11月）定例的に招集されます。臨時会は、必要がある場合、特定の事件を審議するために招集されます。

常任委員会

常任委員会は、県政の諸問題を専門的に調査・審査するために次のとおり5つの分野別に設置されています。

経営企画委員会

知事政策局、危機管理局、経営管理部、出納局、人事委員会、監査委員の所管に関する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項を調査・審査します。

地方創生産業委員会

地方創生局、観光推進局、交通政策局、商工労働部、選挙管理委員会、労働委員会の所管に関する事項を調査・審査します。

特別委員会

特別委員会は、必要がある場合に設けられるもので、現在は次のとおり設置されています。

地域公共交通対策特別委員会

持続可能な地域公共交通のあり方、地域公共交通の活性化やまちづくり等に関する調査を行うため、令和5年5月臨時会において設置されました。

決算特別委員会

知事から提出された決算認定議案を審査するため、例年9月定例会で設置されます。閉会中も審査を行い、11月定例会で審査報告を行います。

本会議

本会議は、議員全員が参加して開かれ、議会の最終的な意思決定はすべてここで行われます。本会議では、会派の代表による代表質問、議員個人による一般質問などが行われます。

予算特別委員会

予算特別委員会は、予算を総合的に審査するため、本会議の議論を踏まえて一問一答方式の質問により論議を深める、本県議会の特色ある制度です。

教育警務委員会

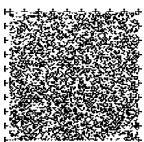
教育委員会、公安委員会の所管に関する事項を調査・審査します。

厚生環境委員会

厚生部、生活環境文化部の所管に関する事項を調査・審査します。

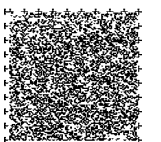
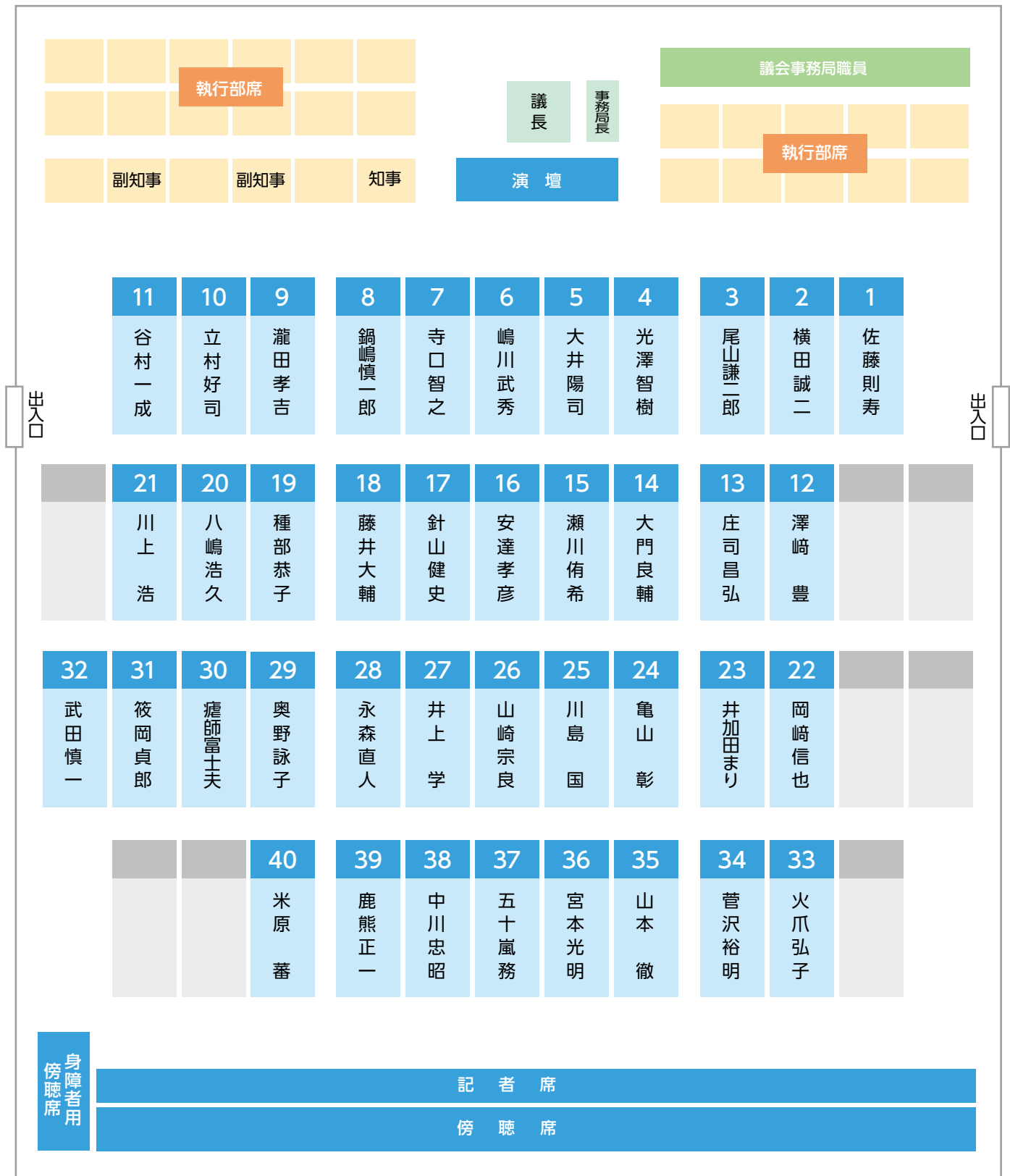
県土整備農林水産委員会

農林水産部、土木部、企業局、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、収用委員会の所管に関する事項を調査・審査します。



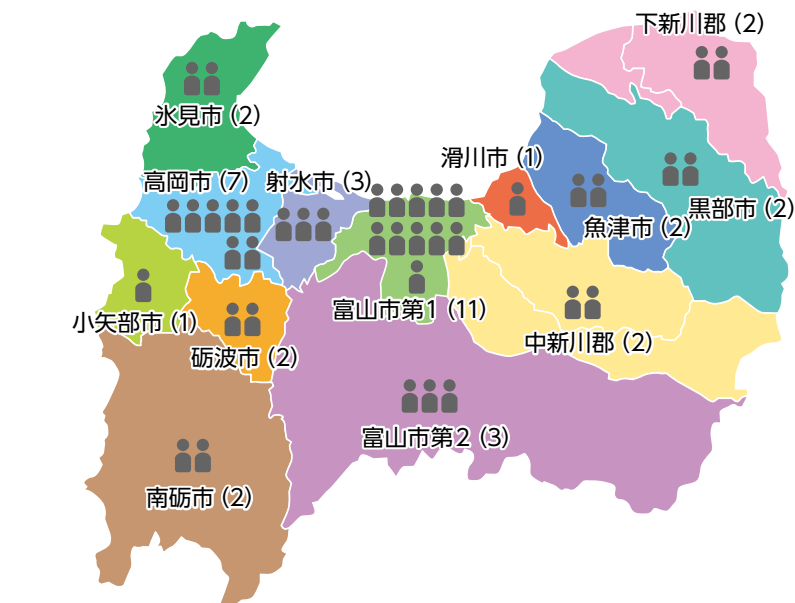
本会議配席図

(令和7年6月10日現在)



議員紹介

県議会議員の定数は、13 選挙区から選ばれた 40 名です。
(令和7年 6 月 10 日現在)



富山市第1 (定数11)

五十嵐 務
(自民党議員会⑥)

大井 陽司
(自民党議員会①)

岡崎 信也
(立憲民主党③)

奥野 詠子
(自民党議員会④)

尾山 謙二郎
(自民党議員会①)

佐藤 則寿
(公明党①)

庄司 昌弘
(自民党議員会②)

種部 恭子
(自民党議員会②)

中川 忠昭
(自民党議員会⑦)

火爪 弘子
(日本共産党⑥)

藤井 大輔
(自民党議員会②)

富山市第2 (定数3)

井上 学
(自民党議員会③)

立村 好司
(自民党議員会①)

宮本 光明
(自民党議員会⑥)

井加田 まり
(立憲民主党④)

川島 国
(自民党議員会③)

嶋川 武秀
(自民党議員会①)

高岡市 (定数7)

瀬川 侑希
(自民党議員会②)

針山 健史
(自民党議員会②)

山本 徹
(自民党議員会⑥)

横田 誠二
(自民党議員会①)

中新川郡 (定数2)

亀山 彰
(自民党議員会③)

山崎 宗良
(自民党議員会③)

下新川郡 (定数2)

鹿熊 正一
(自民党議員会⑨)

鍋嶋 慎一郎
(自民党議員会①)

魚津市 (定数2)

澤崎 豊
(自民党議員会②)

寺口 智之
(自民党議員会①)

黒部市 (定数2)

川上 浩
(自民党議員会②)

谷村 一成
(自民党議員会①)

南砺市 (定数2)

安達 孝彦
(自民党議員会②)

武田 慎一
(自民党議員会⑥)

氷見市 (定数2)

光澤 智樹
(自民党議員会①)

菅沢 裕明
(立憲民主党⑩)

砺波市 (定数2)

瘡師 富士夫
(自民党議員会④)

米原 蕃
(自民党議員会⑩)

射水市 (定数3)

瀧田 孝吉
(自民党議員会①)

永森 直人
(自民党議員会④)

八嶋 浩久
(自民党議員会②)

滑川市 (定数1)

大門 良輔
(自民党議員会②)

小矢部市 (定数1)

篠岡 貞郎
(自民党議員会⑤)

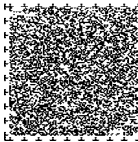
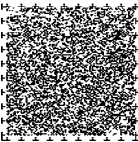
〈凡例〉



各選挙区別に五十音順に
載せています。

会派別議員名簿

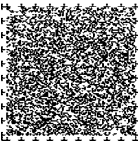
会派等の名称	議員数	議 員 名				
自由民主党富山県議会議員会	35	横田 誠二	尾山謙二郎	光澤 智樹	大井 陽司	嶋川 武秀
		寺口 智之	鍋嶋慎一郎	瀧田 孝吉	立村 好司	谷村 一成
		澤崎 豊	庄司 昌弘	大門 良輔	瀬川 侑希	安達 孝彦
		針山 健史	藤井 大輔	種部 恭子	八嶋 浩久	川上 浩
		亀山 彰	川島 国	山崎 宗良	井上 学	永森 直人
		奥野 詠子	瘡師富士夫	篠岡 貞郎	武田 慎一	山本 徹
		宮本 光明	五十嵐 務	中川 忠昭	鹿熊 正一	米原 蕃
富山県議会立憲民主党議員会	3	岡崎 信也	井加田まり	菅沢 裕明		
日本共産党富山県議員会	1	火爪 弘子				
公明党富山県議員会	1	佐藤 則寿				



委員会の構成

◎印 委員長 ○印 副委員長 (令和7年 6 月 10 日現在)

	名 称	定数	委 員				
常任委員会	経 営 企 画 会 委 員 会	8名	◎ 八 嶋 浩 久 ○ 種 部 恭 子	瀧 田 孝 吉 山 崎 宗 良	谷 村 一 成 井 加 田 ま り	澤 崎 豊 山 本 徹	
	教 育 警 務 会 委 員 会	8名	◎ 瀨 川 侑 希 ○ 立 村 好 司	佐 藤 則 寿 大 門 良 輔	尾 山 謙 二 郎 永 森 直 人	鍋 嶋 慎 一 郎 鹿 熊 正 一	
	厚 生 環 境 会 委 員 会	8名	◎ 藤 井 大 輔 ○ 横 田 誠 二	針 山 健 史 瘡 師 富 士 夫	亀 山 彰 五 十 嵐 務	川 島 国 菅 沢 裕 明	
	地 方 創 生 産 業 会 委 員 会	8名	◎ 川 上 浩 ○ 寺 口 智 之	嶋 川 武 秀 火 爪 弘 子	井 上 学 中 川 忠 昭	筱 岡 貞 郎 米 原 蕃	
	県 土 整 備 農 林 水 産 会 委 員 会	8名	◎ 庄 司 昌 弘 ○ 光 澤 智 樹	大 井 陽 司 奥 野 詠 子	安 達 孝 彦 武 田 慎 一	岡 崎 信 也 宮 本 光 明	
特別委員会	地 域 公 共 交 通 対 策 特 別 委 員 会	13名	◎ 筱 岡 貞 郎 ○ 井 上 学	嶋 川 武 秀 藤 井 大 輔 山 本 徹	谷 村 一 成 川 上 浩 鹿 熊 正 一	大 門 良 輔 亀 山 彰 菅 沢 裕 明	瀨 川 侑 希 永 森 直 人
	こ だ も の 未 来 対 策 特 別 委 員 会	13名	◎ 奥 野 詠 子 ○ 井 加 田 ま り	横 田 誠 二 庄 司 昌 弘 武 田 慎 一	尾 山 謙 二 郎 針 山 健 史 火 爪 弘 子	大 井 陽 司 種 部 恭 子 宮 本 光 明	寺 口 智 之 川 島 国
	人 口 未 来 対 策 特 別 委 員 会	14名	◎ 瘡 師 富 士 夫 ○ 澤 崎 豊	佐 藤 則 寿 立 村 好 司 山 崎 宗 良	光 澤 智 樹 安 達 孝 彦 五 十 嵐 務	鍋 嶋 慎 一 郎 八 嶋 浩 久 中 川 忠 昭	瀧 田 孝 吉 岡 崎 信 也 米 原 蕃
	議 会 運 営 会 委 員 会	8名	◎ 五 十 嵐 務 ○ 針 山 健 史	大 門 良 輔 川 島 国	安 達 孝 彦 井 上 学	亀 山 彰 奥 野 詠 子	



議会改革の取組み

- 富山県議会基本条例に基づき、議会改革推進会議（委員長は副議長）を設置。毎年度、議会改革に関する行動計画を策定し、改革につながる取組みを着実に進めます。

議会改革推進会議

議会改革に継続的に取り組むため、富山県議会基本条例に基づき設置される会議です。この会議は、毎年度、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、策定した行動計画とその進捗状況を公表します。

住民との情報共有の推進

- 県議会への関心を高めてもらうため、議会の活動や取組状況を紹介する雑誌型の議会広報誌「TOYAMAジャーナル」を発行（R3～、年1回発行）
- 視認性向上のため、県議会ホームページのトップ画面を改修（R7.2）
- Webメディアを活用した情報発信の促進
 - ・本会議や予算特別委員会等について、スマートフォン・タブレット端末での視聴に対応（R元.11定例会～）
 - ・常任委員会の録画配信を開始（R4.11定例会～）
 - ・インターネット議会中継の録画配信期間の見直し（R6.11）



主権者教育の推進と住民参加の取組み

- 高校等での「出前講座」の実施
- 「高校生とやま県議会」意見交換会、「富山県青年議会」合同学習会に参加
- 高校生主体の主権者教育トライアルイベント「Voice of the Future」開催
- 常任委員会、特別委員会による県民との意見交換会の実施
 - ・R6こどもの未来対策特別委員会と不登校当事者及び支援団体
 - ・R5地方創生産業委員会と富山大学芸術文化学部生
- 富山県電子申請サービスを利用した請願・陳情のオンライン化（R6.4）



新たな機能強化の取組み

- 議会運営の高度化、効率化を図るため、タブレット端末や大型ディスプレイ（R4.6 定例会～）、ペーパーレス会議システム*（R6.2 定例会～）を導入
- 緊急時等のオンラインによる委員会開会を可能とする規定を整備（R5.3）
オンライン委員会を開会し、通信環境や運営上の課題を検証（R5.12～）
- 能登半島地震を踏まえ、富山県議会危機管理対応マニュアルを改訂（R7.4～）

*ペーパーレス会議システム
資料等をペーパーレス化し、
効率的に利用できるファイル
管理システム



【富山県議会基本条例(抜粋)】(平成 30 年 4 月 1 日施行)

(目的)

第1条 この条例は、富山県議会の基本理念を明らかにするとともに、議会の役割、議会の運営原則、富山県議会議員の責務及び活動原則、会派の機能、議会と富山県知事その他の執行機関との関係、議会と富山県民との関係等の議会に関する基本事項を定めることにより、議会が県民の負託に応え、もって県民誰もが未来に希望を持ち、豊かさを実感できる富山県の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

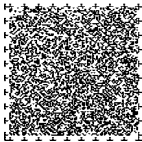
第2条 議会は、二元代表制の下、県の最終意思を決定する議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を十分に発揮するとともに、県民の多様な意思を富山県政に反映させることにより、地方分権社会にふさわしい地方自治の本来の力を高めることを目指すものとする。

(議会改革推進会議)

第14条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会改革推進会議は、毎年度、議会改革に関する行動計画を策定し、並びに当該行動計画及びその進捗状況を県民に公表する。

<https://www.pref.toyama.jp/documents/11593/kihonjorei.pdf>
又は、「富山県議会基本条例」で検索すると、全文をご覧いただけます。



議員提案条例(政策条例)の状況



富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例

公布日：平成 31 年 3 月 15 日
施行日：平成 31 年 3 月 15 日

制定趣旨 中山間地域に持続可能な新たな地域社会の形成を図り、もって県民全体の生活の安定向上及び本県経済の安定に寄与する。



富山県犯罪被害者等支援条例

公布日：平成 28 年 12 月 16 日
施行日：平成 29 年 4 月 1 日

制定趣旨 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。



富山県県産材利用促進条例

公布日：平成 28 年 9 月 30 日
施行日：平成 28 年 9 月 30 日

制定趣旨 知事が定める基本計画及び県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項について定めること等により、県産材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、あわせて森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与する。



障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

公布日：平成 26 年 12 月 17 日
施行日：平成 28 年 4 月 1 日

制定趣旨 障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律と相まって、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。



富山県歯と口腔の健康づくり推進条例

公布日：平成 25 年 9 月 30 日
施行日：平成 25 年 9 月 30 日
一部改正：令和 6 年 6 月 28 日

制定趣旨 県民の歯と口腔の健康づくりについて、施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進する。



富山県がん対策推進条例

公布日：平成 24 年 12 月 12 日
施行日：平成 25 年 4 月 1 日

制定趣旨 がん対策に関し、施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、県が策定するがん対策推進計画の実効性を確保しつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。



富山県適正農業規範に基づく農業推進条例

公布日：平成 22 年 12 月 13 日
施行日：平成 22 年 12 月 13 日

制定趣旨 農業者による適正な農業生産活動を推進することにより、安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保し、農業に対する県民の信頼の向上に資するとともに、本県農業の持続的な発展に寄与する。



富山県商工業者等によるにぎわいと魅力あるまちづくり推進条例

公布日：平成 22 年 6 月 23 日
施行日：平成 22 年 10 月 1 日

制定趣旨 商工業者及び商工団体等のにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動への積極的な取組を促進し、相互に協力する気運を醸成することにより、豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、県民生活の向上に寄与する。



元気とやま観光振興条例

公布日：平成 20 年 12 月 22 日
施行日：平成 20 年 12 月 22 日

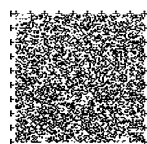
制定趣旨 観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ戦略的に推進し、豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び本県経済の発展に資する。



都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例

公布日：平成 15 年 3 月 19 日
施行日：平成 15 年 4 月 1 日

制定趣旨 県民の共通理解の下に交流地域活性化に関する施策を総合的かつ体系的に推進することにより、農山漁村地域の活性化を図り、活力ある県土の形成に資する。



県議会に請願や陳情をするには

県政に対する要望や希望を述べようとするときは、県議会に対して、請願(陳情)をすることができます。請願(陳情)は、文書または電子申請により議長あてに提出してください。なお、請願には、県議会議員の紹介が必要です(陳情には必要ありません)。

詳細は、富山県議会ホームページ「請願と陳情」をご覧ください。

○提出方法

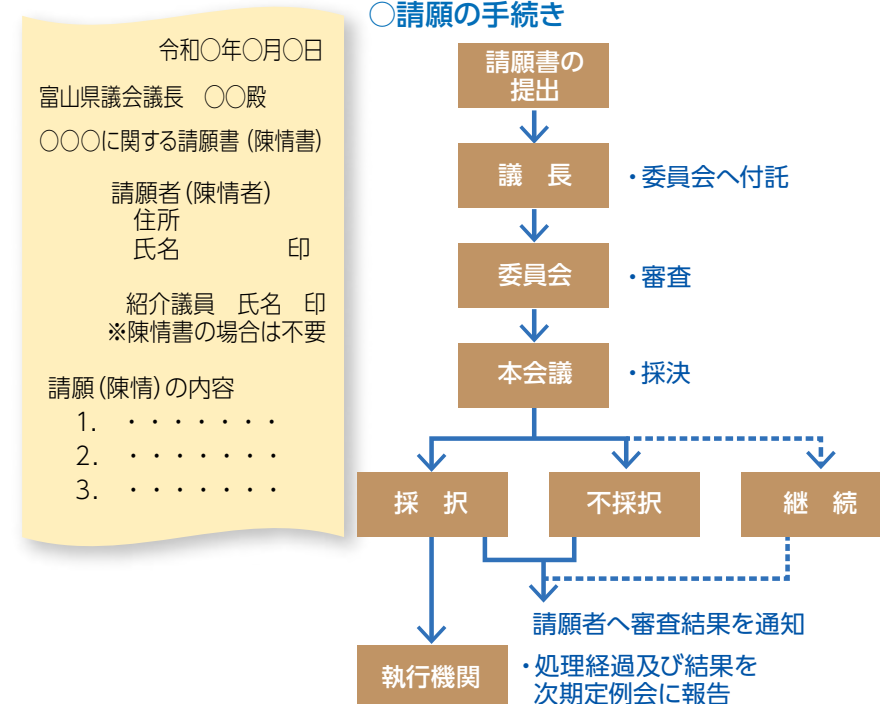
文書の場合は議会事務局に直接持参または郵送にて提出してください。電子申請の場合は、富山県電子申請サービスにより提出してください。

○提出期限

随時受理されますが、会期中の一般質問最終日(ただし、意見書・決議の提出に係るものについては、代表質問日の午後1時)までに受理されたものを、その定例会で審査します。

請願(陳情)書に記載された個人情報(住所・氏名)は、議会の審査のために用いますが、関係資料(外部向け公表資料、会議録など)においては、原則として非公開とします。(請願(陳情)者が公開を希望する場合を除きます。)

○請願の手続き



県議会を傍聴するには

富山県議会の本会議、予算特別委員会、常任委員会等は、傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議会日程および委員会日程をご確認の上、お越しく下さい(原則先着順)。

なお、車椅子を使用する方が傍聴を希望される場合は、事前に議会事務局にご相談ください。また、手話通訳及び要約筆記を希望される場合は、議会事務局で手話通訳者等を手配いたしますので、傍聴希望日の5日前(休日・祝日を除く。)までにお申込みください。

	受付場所	受付時間	受付方法	定員
本会議	議事堂4階 傍聴者入口	随時	受付に設置してある傍聴者名簿に住所・氏名を記入の上、自由に入室してください。	149名 (うち車椅子8席)
予算特別委員会	議事堂2階 大会議室入口			27席
常任委員会	委員会 開催会場入口	随時	委員会の会場に設置してある傍聴者名簿に住所・氏名を記入の上、自由に入室してください。	若干名
議会運営委員会				
特別委員会				

